

(表)

様式第7号 (第8条関係)

墓地使用権承継許可申請書

年 月 日

栗石町長 宛

墓地の使用権を承継したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

承 継 墓 地		七ツ森墓地公園 ・ 新七ツ森墓地公園 第 種 ・ 第 号 (m ²)	
従 前 の 者	住 所	都道 市 区町 府県 郡 (区) 村字	電話 () ー
	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日	㊟
代 理 人	住 所	都道 市 区町 府県 郡 (区) 村字	電話 () ー
	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日	㊟
	従前の使用者 と の 関 係		
	従前の使用者 の 委 任	(本申請に係る一切の権限を上記の者に委任します。)	㊟
承 継 者	住 所	都道 市 区町 府県 郡 (区) 村字	電話 () ー
	氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日	㊟
	従前の使用者 と の 関 係		
承 継 の 理 由		(従前の使用者が高齢のため生前承継する場合、現使用者がその旨を自筆し、署名してください。)	
備 考			

備考1 従前の使用者の死亡による承継の場合、従前の使用者の押印は要しません。

2 従前の使用者が本申請に係る一切の権限を代理人に委任する場合、従前の使用者並びに代理人の印を押印し、それぞれの印影について印鑑登録証明書を添付してください。なお、成年後見人が代理人となる場合、押印及び印鑑登録証明書の添付は要しません。

3 添付書類については、裏面をご覧ください。

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

(裏)

- (1) 従前の使用者に交付された墓地使用許可証
- (2) 墓地の使用許可を受けた者が死亡した場合にあっては従前の使用者と承継者の関係を証する書類
- (3) 承継者の住民票
- (4) 墓地の使用許可を受けた者が墓地の維持管理が困難と認められる遠隔地に居住することによる承継の場合にあっては従前の使用者の住民票
- (5) 墓地の使用許可を受けた者が高齢等により祭祀を主宰することが困難と認められることによる承継の場合にあっては次のいずれかの書類
 - ア 従前の使用者が成年被後見人であることが分かる書類（審判確定証明書又は登記事項証明書）
 - イ 従前の使用者の障害者手帳の写し
 - ウ 従前の使用者が祭祀を主宰することが困難と認められる書類。ただし、高齢による場合は、当該本人がその旨を自筆、署名することでこれに替えることができる。
- (6) 承継しようとする者が法定相続人に当たる場合にあっては次に掲げる書類
 - ア 同意書（様式第8号）
 - イ 同意書に記載がある同意者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - ウ 同意書に記載がある同意者の印鑑登録証明書
- (7) 承継しようとする者が縁故者の場合にあっては従前の使用者及び承継者の印鑑登録証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類